

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

2026年6月1日より、医療上の必要が認められず、長期収載品といわれる【先発医薬品】の処方を患者さん自身をご希望された場合は、選定療養費の対象となり、保険給付外の自己負担金が発生します。

自己負担額は、長期収載品（先発医薬品）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）との価格差2分の1の金額と消費税になります。

院外処方の場合は、調剤薬局でのお支払いになります。

下記の長期収載品（先発医薬品）が対象となります。

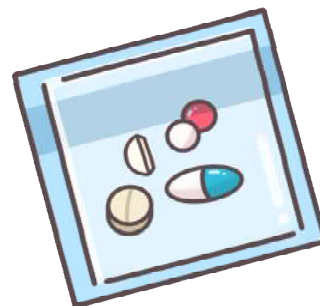
- ◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）の発売後5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ◆後発医薬品の置換率が50%以上となった先発医薬品（準先発医薬品を含む）

ただし、下記の場合は選定療養費の対象外となります。

- ◆医療上の必要性により医師が銘柄名処方（後発医薬品への変更不可）をした場合や、後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。

長期収載品（先発医薬品）の処方をご希望される場合は、

選定療養費（保険給付外）と消費税分を保険給付分の自己負担額と併せてお支払い頂くことになります。



医療法人恒和会 関口病院
理事長 関口 浩五郎